

## 総務省独立行政法人評価委員会統計センター分科会（第2回）議事録

1. 日 時 平成15年3月17日（月）10：30～12：20

（うち、11：00～11：40は統計センターの業務視察）

2. 場 所 総務省統計局6階特別会議室

3. 議事次第

- （1） 役員の報酬等の支給基準（案）について
- （2） 業務方法書（案）について
- （3） 中期目標（案）、中期計画（案）について
- （4） その他

4. 配付資料

- （1） 役員の報酬等の支給基準（案）
- （2） 業務方法書（案）
- （3） 中期目標（案）
- （4） 中期計画（案）

5. 出席者

（委員等）溝口分科会長、堀部分科会長代理、佐藤臨時委員、鴛田臨時委員、藤原臨時委員、森末臨時委員、大場専門委員、小笠原専門委員、小巻専門委員、椿専門委員  
（事務局）統計局長、独立行政法人統計センターの理事長になるべき者、統計センター所長、統計局総務課長、統計センター管理部長ほか

6. 議 事

（1） 役員の報酬等の支給基準（案）について

事務局から資料1に基づく説明を行った後、以下のような質疑があり、原案（資料1）を分科会として了承し、総務省独立行政法人評価委員会の審議を受けることが決まった。

【質疑】

小笠原専門委員 4のただし書きで、「総務省独立行政法人評価委員会の業績評価の結果に応じ」となっていますけれども、どういう形で増額、減額をするのでしょうか。

事務局 他の独立行政法人の例を参考に作成させていただいていますけれども、業績評価の結果をいろいろ反映させるということで、端的に申し上げれば、結果が悪かった場合に減額、良かった場合増額する、ということでございます。

## (2) 業務方法書(案)について

事務局から資料2に基づく説明を行った後、以下のような質疑があり、原案(資料2)が分科会として了承された。

### 【質疑】

堀部委員 第10条の「業務委託の基準」で委託できるものが、「関連情報システムの開発・運用等自ら実施することが効率的でないとするものの全部又は一部」となっていますが、この範囲に限られるということでしょうか。とすれば、製表などはここに入って来ないから、それは委託はしないという反対解釈でよろしいのでしょうか。

事務局 関連情報システムの開発・運用はあくまで例示でございまして、基本的には、自ら実施することが効率的でないと認められるものが委託できるかどうかの基準になります。製表の業務の中でも、例えばデータのパンチ入力などの単純業務であれば、現在も外注しておりますし、今後ともそうしていく前提でございます。

堀部委員 そうすると、この前も仙台市で問題になったことがありましたが、再委託の禁止については、業務方法書に入っているのでしょうか。それとも、この業務方法書には、普通、書かないものなのですか。

事務局 御指摘の点は、センターが受託した場合のことを想定されていると思いますが、基本的に、受託された内容を丸投げで他者に委託するということは考えておりません。第10条の規定について言えば、受託した業務のうちの一部について、例えば、先ほど言ったような単なるデータの入力であるとか、あるいは関連システムの開発の一部とか、そういった部分では外部への委託が必要になることもあるということを定めているわけです。確かに丸投げ再委託を禁止するという明定事項はないのですが、他の例などを見ても、このような形になっているのが普通でございます。丸投げ再委託を禁止するということは、いわば当然の前提ということで考えております。

堀部委員 契約書をつくるときには、そういう点を定めるのでしょうか。先週問題になった

仙台市の場合には、契約書に再委託の禁止規定があったと聞きましたが、実際には、業者を使っていて、漏れた。これは、指定統計ですが、厚生省でも実際にありましたようです。これは記事を読んだり、他から聞いたことですが、厚生省から委託を受けて、さらに他に委託して、そこが、さらに、インターネット上でこういう仕事があると募集して、そこに委託して、しかも、個票を宅配便で送るといふことがあるのですね。それで、返ってきた個票が送ったものより少ないといふので調べたら、ゴミに出していたといふことが問題になりました。これは事実かどうかわかりませんが、少なくとも、報道されたり聞いたところではそういう例があったといふことです。この業務方法書に書くべきことでないのかもしれませんが、当然のこととは思いますが、そういうことはきちんとしておく必要があるのではないかといふことです。

事務局 個人情報管理の観点から、堀部先生のご指摘は、確かに重要であると私どもも認識しております。この業務方法書に書くかどうかは別といたしましても、契約の段階で、必要な措置を講じるなど、今後とも、秘密が漏れないように、厳重な管理をやっていきます。

佐藤臨時委員 再委託の関係ですが、再委託が必要な場合もあります。例えば、あるシステムを考えた場合に、コンピューターなどのハードウェアが要ります。それから、それにマイクロソフトの製品だとか、オラクルの製品だとかのソフトウェアが要る。そのほかに、アプリケーションをつくったり、あるいはネットワークを開設したりとなりますと、非常に技術進歩が激しいものですから、そういう専門家を集めてきてやらなければいけないというケースは結構あります。実際、我々もお客さんから仕事を受託したときに、マネジメントは我々がしますが、一部について再委託をします。ある一社で全部まとめてやるのが必ずしも良くないといふ場合があるのです。会社には得意分野があります。例えば、財務会計が得意ですとか、人事が得意です、といふことであれば、その得意技をうまく組み合わせて最終的にインキュベーションするといふ必要性が出てくるのです。

談合でやられているといふような世界だとまずいと思いますが、すべての再委託をそうしたものと同列に考えずに、一番いいやり方を採ればいいのかと思います。

堀部委員 その通りだと思いますが、確か厚生省では、契約で再委託を禁止していたと聞いたものですから、一般的に、統計調査の場合では、そういうやり方をしているのかなとも思ったのです。仙台市でも確か再委託を禁止していたと思いますし、この前出てきた宇治市の場合もそうだったはずですが。それでも、いろいろな問題が起こっているといふ実例があるものですから、ここに書くべきかどうかは別として、質問したものです。

事務局 委託する業務には、様々ございまして、特にシステムの開発などになりますと、技術の問題ということにして、ある意味では、きちっとしたものができれば、誰がやっても良いということです。しかし、入力とか、データを扱った事務処理を外注する場合には、それが拡散しますと大変問題がありますので、そういう問題には、我々も十分に気を付けております。そういう種類の事務については、再委託を全面禁止するか、再委託があっても、データがどこにいつているかをきちんと把握しておかななくてはいけないと思います。ただし、委託といっても、様々な形がありますので、業務方法書に書くか書かないかについては、技術的な面もございしますが、プライバシーなどの秘密の保護を重視するという事は、重要な観点でありますので、秘密保護の観点から留意すべき事項をどこかに書くことは大事だと思います。

佐藤臨時委員 仕事を請け負うからには、やっぱりうまくやりたいわけです。であれば、効率性というか、安く早くやりたいということもあります。セキュリティーという観点も大事な観点ですが、総合的に見て、どこがいいのかを選ぶ必要があるように思います。

森末臨時委員 第2条に基本方針が書かれています。ここでは、第4条の国勢調査の製表のことだけが書かれているようにも読めるのですけれども、これはそういうことですか。

事務局 確かに、御指摘のように、受託製表などは、明示的に表記しておりませんが、「統計の研究等」の「等」で読み込んでいると理解いただければと存じます。個別法の書き振りを参考にして、このように書いたものです。

小巻専門委員 第9条の「附帯する業務」に、「国の行政機関又は地方公共団体に対する技術支援」とありますが、特に、「地方公共団体に対する技術支援」というのは、具体的にどのようなことを想定されているのでしょうか。

事務局 地方公共団体に対する技術支援について、恐らく、これは統計局と一体でやることになるかと思うのですが、今想定されますのは、事業所・企業統計調査や国勢調査で行われる、地方公共団体で行う産業分類等の格付に関する技術支援であると思います。具体的には、地方の方に対して講習をすとか、地方に出向いて講習の講師を務めるということです。あるいは、実際に業務をやっている現場に行って、いろいろな指導をするというようなこともあろうかと思えます。

### (3) 中期目標(案)、中期計画(案)について

事務局から資料3、4に基づく説明を行った後、以下のような質疑があり、原案(資料3、

4) を分科会として了承し、総務省独立行政法人評価委員会の審議を受けることが決まった。

なお、中期目標(案)中の「総務省が明示した基準」については、適宜、分科会のメンバーに送付して意見を求めることに決まった。

#### 【質疑】

大場専門委員 中期計画で、経費や人員については、かなり具体的な数値を挙げて目標が挙げられていますが、具体的な数値目標がないもの、例えばプライバシー保護については今後5年間でどういうことをなさるつもりか、あるいは、海外での技術協力について、何か具体的な話があるのか、人材育成に関しても何か具体的にこうしたいということがあるのかどうか。

それから、職員の安全管理について、パンチ入力をしていると腱鞘炎の恐れもあると思いますが、健康管理については何か考えていらっしゃるかどうかをお聞きしたい。

それから、統計調査に協力する国民の負担の軽減ということも意識しなければいけないと思いますが、国民の調査負担に関して、状況などを聞く機会を設けているのかどうか。

事務局 国民負担の軽減の関係でございますが、こちらは、統計基準部というセクションがございまして、そちらで必要な措置を講じております。この場での統計センターについての議論とは別の観点になろうかと思えます。

国際協力については、現在、ミャンマーに、LAN構築のために、短期ですけれども、職員を派遣する予定があります。このほかは、今後、各国あるいはJICAから要請があれば積極的に対応していきたいと考えております。

人材育成につきましては、従来から、年度ごとに研修計画などの育成計画を立てていましたし、今後は、5年間の研修計画等を作成し、それに基づいて行っていきたいと思っております。

プライバシー保護については、これまでも万全を期しています。例えば、キーエントリー入力の業務を委託する場合、業者の職員に、こちらの庁舎まで来てもらって、こちらの機械を使って入力していただいているわけです。引き続き、このような形でプライバシーの保護に努めていきたいと思っております。

職員の安全管理に関しましても、従来から、業務のやり方を変える際などに、専門の方に1週間ほど労働負荷検査というものをやっていただいて、問題点がないかどうかを調べてきたわけです。また、いわゆる製表の部門では、VDP作業に係る厚労働省の指針にのっとり、手休めの時間を設けておりますし、キーエントリー的な作業の多い家計調査の部門にお

きましては、他の製表部門よりも長い手休め時間を設けております。このように、職員の安全管理を図っておりますが、今後も引き続いてまいりたいと思っております。

藤原臨時委員 人事に関してですが、在職年数というのは平均で大体どれぐらいなのか、在職年数は年を追うごとに長くなっているのかどうか、いわば労働力の定着率のようなものをお教えいただければと思います。

事務局 正確な数値は算出しておりませんが、最近では、採用された方のほとんどが定年近くまで仕事をしていただいております。また、最近は育児休業などに関し、しっかりした制度もございますので、結婚して辞めるという方もほとんどなくなっております。ですから、かなり高い定着率とお考えいただいても結構だと思います。

佐藤臨時委員 毎年1%ずつ常勤の職員を減らしましょうということですので、定年退職される方の比率が分かれば、参考に教えていただけますか。

事務局 定年退職ですが、これからの5年間で、多い年で80人ぐらい、少ない年で、27名ほどになります。大体、そのぐらいの幅とお考えください。

#### (4) その他

事務局から、24日(月)に総務省独立行政法人評価委員会が開催される旨と本分科会は、来年度は、秋ぐらいに1度と年度末に近くで1度開催予定である旨を連絡。